

令和3年度大阪府市民後見人養成講座オリエンテーション

市民後見人養成講座基礎講習のご案内

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
地域福祉部 権利擁護推進室

©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室 1

はじめに

- ◆ この動画のご案内は、「募集要領」に記載しておりますので、必ずご確認くださいませよう、お願い申し上げます。
- ◆ 「募集要領」やオリエンテーション動画で使用している資料は、「動画説明欄」または「大阪府社会福祉協議会・権利擁護推進室のホームページ」からダウンロードできますが、郵送でのお取り寄せを希望される方は、権利擁護推進室までご連絡ください。
- ◆ 基礎講習へのお申し込みは、募集要領のほか、インターネット上でも受け付けています。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、予定が変更となる場合がございます。

©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

「市民後見人養成講座」募集要領お取り寄せ先
(ご入用の方はお電話ください)

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
地域福祉部 権利擁護推進室

TEL.06-6764-7760
(平日9:00~17:30)

©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

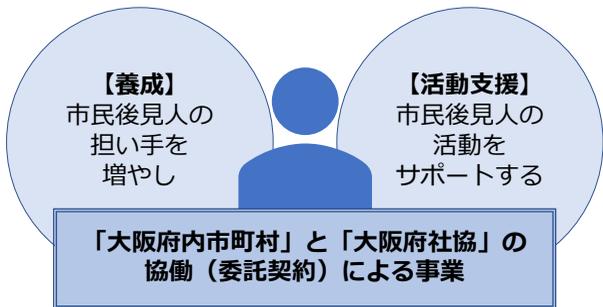
市民後見人養成講座
基礎講習のご案内

- ①市民後見人養成・活動支援事業とは
- ②大阪府市民後見人の特徴
- ③基礎講習について
- ④市民後見人養成講座に関するQ&A
- ⑤受講申込について

©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室 4

①市民後見人養成・活動支援事業とは

市民後見人養成・活動支援事業とは



©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

①市民後見人養成・活動支援事業とは

- 平成18年度 大阪府が政令市として先駆けて単独実施
- 平成23年度 岸和田市（1市）
- 平成24年度 豊中市・高槻市・富田林市・河内長野市・
泉南市・阪南市・忠岡町・岬町（7市2町）
- 平成25年度 池田市・東大阪市・羽曳野市・大阪狭山市（11市2町）
堺市が政令市として単独実施
- 平成26年度 八尾市・泉佐野市（13市2町）
- 平成27年度 貝塚市・田尻町（14市3町）
- 平成28年度 枚方市・茨木市（16市3町）
- 平成29年度 熊取町（16市4町）
- 平成30年度 門真市（17市4町）
- 平成31年度 新規なし（17市4町）
- 令和2年度 新規なし（17市4町）



©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

①市民後見人養成・活動支援事業とは

市民後見人バンク登録者と受任者の状況（令和3年5月末現在）



©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

①市民後見人養成・活動支援事業とは

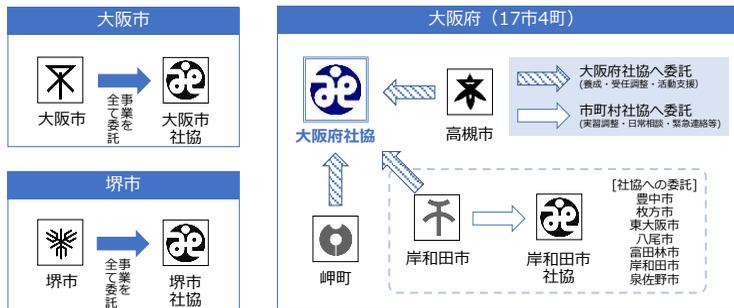
バンク登録者数（移管者含む）の推移



©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

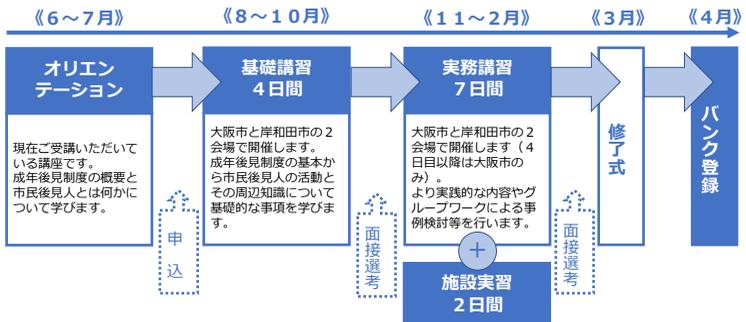
①市民後見人養成・活動支援事業とは

大阪府域の市民後見人養成・活動支援事業のしくみ



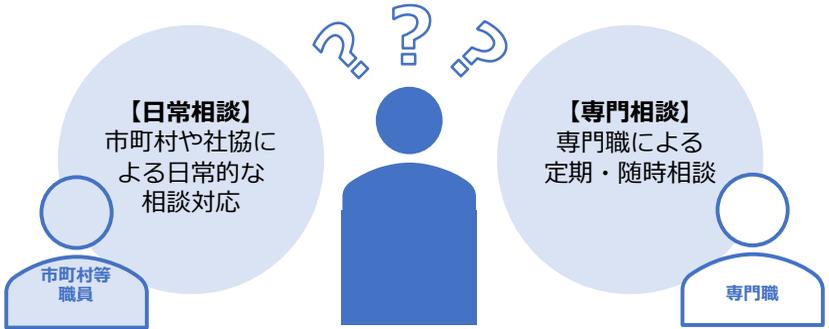
②大阪府市民後見人の特徴

市民後見人バンク登録までの流れ

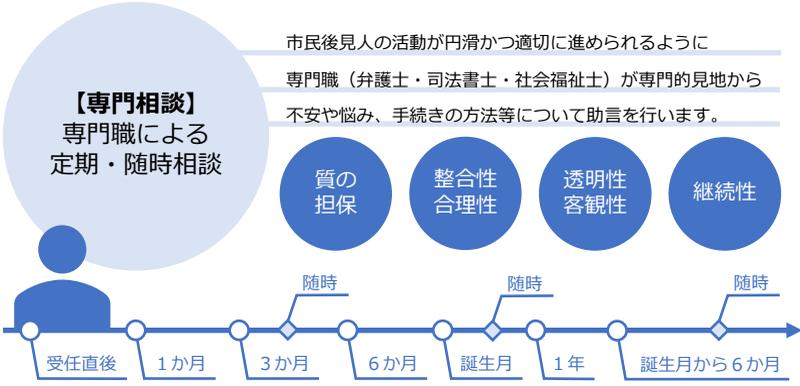


②大阪府市民後見人の特徴

市民後見人の相談支援体制

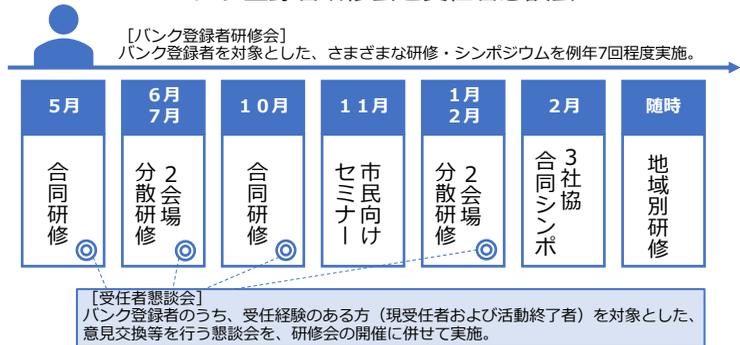


②大阪府市民後見人の特徴



②大阪府市民後見人の特徴

バンク登録者研修会と受任者懇談会



©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

②大阪府市民後見人の特徴

市民後見人功勞表彰



©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

③基礎講習について

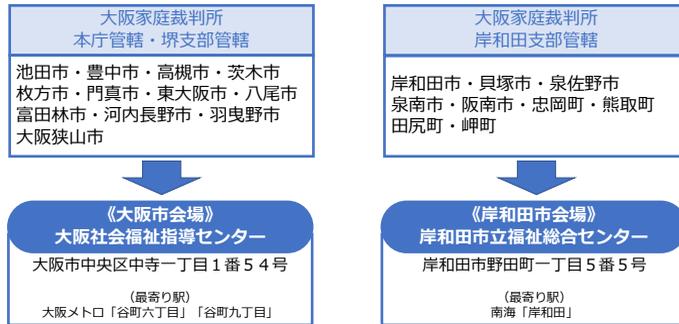
受講要件 (①～⑥すべての要件を満たす必要があります)

- ①次の大阪府内17市4町のいずれかに在住または在勤の方。
池田市・豊中市・高槻市・茨木市・枚方市・門真市・東大阪市・八尾市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・大阪狭山市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町
- ②「オリエンテーション動画」を視聴し、講座の趣旨をご理解・ご賛同いただいた方。
- ③令和4年3月31日現在の年齢が、満25歳以上70歳未満の方。
- ④次の(1)(2)いずれにも該当しない方。
(1)後見業務の養成研修を有する団体（専門職団体等）に所属している方。
(2)現に、親族以外の方の後見人として活動している方。
- ⑤原則として、基礎講習のすべての日程（全4日間）に参加し、すべての科目を受講できる方。
- ⑥成年後見制度や社会福祉活動に理解と熱意をもち、市民後見人として活動する意志のある方。

©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

③基礎講習について

受講会場



©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

③基礎講習について

原則として、すべてご受講いただくことが必要です
(慶弔関係、天災事変等やむを得ない場合を除く)

基礎講習開催日程

《大阪市会場》
大阪社会福祉指導センター

1日目 **8月21日(土)**
2日目 **9月4日(土)**
3日目 **9月18日(土)**
4日目 **10月16日(土)**

《岸和田市会場》
岸和田市立福祉総合センター

1日目 **8月28日(土)**
2日目 **9月11日(土)**
3日目 **9月25日(土)**
4日目 **10月23日(土)**

※開催時刻はいずれも10時00分から16時00分となります(1日目のみ9時40分開始)。
※4日目は、15時00分から実務講習に向けた面接選考を行います(1人5分程度)。

③基礎講習について

基礎講習の主な内容(予定)

	内容	担当講師
	開講式・ガイダンス	
1日目	社会福祉の動向と権利擁護 成年後見制度の概要	学識経験者 弁護士
	社会福祉制度の概要	学識経験者
2日目	日常生活自立支援事業と成年後見制度 対象者の理解(認知症高齢者)	権利擁護推進室 認知症介護実践者研修指導者
	対象者の理解(知的障がい者の理解)	障害者自立相談支援機関
	対象者の理解(精神障がい者の理解)	精神科医
3日目	家庭裁判所への申立てのながれと家庭裁判所の役割	大阪家庭裁判所
	後見人の職務(身上保護)	社会福祉士
	後見人の職務(財産管理)	司法書士
4日目	後見人の職務(活動事例報告)	弁護士・社会福祉士・ 司法書士・市民後見人
	事例検討(演習)	社会福祉士
	実務講習に向けた面接選考	

④市民後見人養成講座に関するQ&A(募集要領から抜粋)

Q1

後見人養成講座を受けると、後見人の資格が得られるのですか？

- この講座は、受講することによって何らかの「資格」が得られるとか、行政が後見人として「お墨つき」を与える、などという性格のものではありません。
- もともと、後見人となるための特別な資格はありません。欠格事由に該当する人以外で、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに本人との利害関係の有無、本人の意見その他一切の事情を考慮して家庭裁判所が選任します。
- 今後、基礎講習に引き続き実務講習等を積み重ね、講習を受けられた方の中から、十分な知識と技術等が身についた方について、家庭裁判所に後見人候補者として推薦していく予定です。その中で、家庭裁判所が後見人として選任した方のみが、後見業務を担う事になります。あくまでも、家庭裁判所が選任するにふさわしい方を養成する事業です。
- なお、後見人候補者として推薦する際には、家庭裁判所に候補者の資産及び負債の状況等の資料を提出する必要があります。

④市民後見人養成講座に関するQ&A(募集要領から抜粋)

Q2

市民後見人として選任され、後見業務を担う場合、報酬はあるのですか？

- 市民後見人の活動については、報酬付与の審判申立は、行わないことを前提としています。なお、後見業務に要した実費は、被後見人の資産から支払われます。
- 後見人報酬は、当然に得られるものではなく、報酬付与の審判申立を行い、裁判所の決定を得る必要があります。報酬付与の申立がなされて初めて家庭裁判所は報酬を与えるか否か、与える場合にはその額を審判で決定します。よって、ご本人に資力が無い事案では、後見人報酬を得られない場合も多くみられます。
- 市民後見人が後見人として選任される事案は、本人に比較的資力が少なく、身上保護を中心とした案件が想定されます。また、市民後見人は、社会貢献への意欲が高く成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた方が、地域における相互支援活動として市民という立場を活かした身近なところで後見活動を行っていただくものです。報酬を前提としないことで、その特性を十分に発揮できるものと考えています。

④市民後見人養成講座に関するQ&A (募集要領から抜粋)

Q4
市民後見人の仕事は？役割は？

- 基本的には一般の後見人と変わりませんが、市民後見人は、**おおむね週1回**ご本人のもとを訪問することを原則とした丁寧な活動を行っており、複雑な法律問題や紛争がなく、専門職でなくても対応できるケースを受任し、生活等の見守りや「限られた年金等の収支をご本人のためにどのように使っていくかを考え執行する」など、身上保護中心でご本人に必要な後見業務を行います。
- 後見人の役割は、判断能力が十分でないことにより、自らの権利を守ったり、安定した生活を維持することが困難な方のために、必要な契約や法律行為をご本人に代わって行うことなどにより、その方の生活と権利を守ることにあります。
- 報酬を前提としない活動であるとはいえ、後見人であるからには、そこには法律的、社会的な重い責任が伴います。後見人の業務は、ご本人が亡くなられるまで、責任をもって担っていただくことになります。また、後見業務については、家庭裁判所の監督を受け、収支状況の報告等の事後処理も適切に行う必要があります。

©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室 21

④市民後見人養成講座に関するQ&A (募集要領から抜粋)

Q6
仕事をもっている、後見人の業務ができるのでしょうか？
また、どのくらいの時間が後見の業務に必要なのですか？

- 後見人の業務内容は、その案件によりさまざまであるため、一概には言えませんが、一般的に後見人の業務と仕事を両立することは不可能ではないと考えられます。（実際に仕事と活動を両立されている市民後見人はたくさんいらっしゃいます。）
- しかし、普段は休日に業務を行うだけでよい事案でも、急に平日に呼び出されて対応せざるを得ない事態も想定されますし、また、各種手続きなどでどうしても平日の昼間に活動が必要なることもありますので、平日にお休みを取るのが難しいようだと、後見業務が十分できないことも懸念されます。
- これらの点を踏まえ、お仕事との兼ね合いをお考えいただいたうえで、ご応募いただきたいと考えます。

©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室 22

⑤受講申込について

基礎講習への申込方法

8月5日
(木)
必着

WEB (インターネット) からお申込み

申し込みフォームにアクセスし、必要事項ご入力の上、送信してください。
入力に要する時間はおよそ15～20分程度です。

書面での申込み

募集要領15～16ページの「受講申込書」「動画視聴レポート」をすべてご記入の上、郵送またはFAXにてお申込みください。

©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室 23

⑤受講申込について

WEB 申し込みフォームへのアクセスはこちら

権利擁護推進室ホームページから



<https://www.osakafusyakyoo.or.jp/koukenshen/>

権利擁護推進室 検索

QRコードで直接アクセス



スマホやタブレット端末でも入力可能です

©社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室 24

⑤受講申込について

書面 受講申込書・動画視聴レポート送付先

〒542-0065
大阪市中央区中寺一丁目1番54号
大阪社会福祉指導センター3階
社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
地域福祉部 権利擁護推進室 市民後見担当 宛

FAX 06-6764-7811 (おかけ間違いにご注意ください!)

※恐れ入りますが、送料・通信料はご負担ください。

皆様からのお申込みを心よりお待ちしております。

〒542-0065
大阪市中央区中寺一丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター3階
社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
地域福祉部 権利擁護推進室 市民後見担当
TEL.06-6764-7760 (平日9:00~17:30) Email : koken@pearl.ocn.ne.jp

お問い合わせ